

碧南市景観条例

【解説】

令和3年7月1日

碧南市建設部都市計画課

<索引>

第 1 条 趣旨	1
第 2 条 定義	2
第 3 条 市の責務	3
第 4 条 市民及び事業者の責務	4
第 5 条 景観計画	5
第 6 条 景観計画への適合	7
第 7 条 行為の届出等	8
第 8 条 届出を要しない行為	10
第 9 条 特定届出対象行為	11
第 10 条 助言又は指導	12
第 11 条 勧告又は命令	13
第 12 条 勧告に従わない場合の措置	14
第 13 条 行為完了の届出等	16
第 14 条 景観重要建造物の指定等	17
第 15 条 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案	19
第 16 条 景観重要建造物の管理の方法の基準	21
第 17 条 景観重要樹木の指定等	22
第 18 条 景観重要樹木の管理の方法の基準	24
第 19 条 表彰	25
第 20 条 審議会を設置.....	26
第 21 条 審議会の組織.....	27
第 22 条 審議会の会長及び副会長.....	28
第 23 条 審議会の会議	29
第 24 条 委員の報酬及び費用弁償.....	30
第 25 条 委任	31
附則	32
別表	33

(趣旨)

第1条 この条例は、市が市民とともに持続可能な景色づくりに取り組み、碧南市景色づくり計画（景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下「景観計画」という。）に基づく良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

【解説】

わたしたちのまち“碧南”には、今日まで続く長い歴史のなかで、市民とその風土に育まれてきた碧南の景色があり、碧南の景色がもつ歴史を認識するとともに、これらの景色を、わたしたち世代のためだけでなく、子どもたちの世代にも残し伝えていくことが大切です。

平成19年3月に策定した「碧南市景色づくり基本計画」に基づき「景色の共有化（景色を知る）」から「景色を守り、育む（景色の保全・創造）」取り組みへ移行を進め、「碧南市の将来像」の実現に向けて、碧南の景色がもつ、まちの個性や特徴を将来に残し、持続可能な景色づくりを推進するため、景観法に基づく「碧南市景色づくり計画」を策定し、良好な景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものである。

<景観法の引用>

(目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物及び広告物並びに広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるものをいう。

ア 擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの

イ 垣、柵、塀、門その他これらに類するもの

ウ 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの

エ 遊園地等の遊戯施設その他これに類するもの

オ 製造施設、貯水施設、排水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの

カ 自動車車庫の用途に供する立体的な施設その他これに類するもの

キ アンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

ク 高架鉄道、高架道路その他これらに類するもの

ケ 橋梁、歩道橋その他これらに類するもの

(3) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

【解説】

この条例に用いる用語の定義は、原則、景観法に基づく用語の例によるものとします。

また、建築基準法第88条の規定により、景観法第6条の確認手続きが準用される工作物は、別表に定める行為の規模に該当するものとします。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の趣旨にのっとり、法第98条第1項に規定する景観行政事務を処理することとし、法第7条第1項に規定する景観行政団体として良好な景観の形成を図るための必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観を形成するために先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、良好な景観の形成について、市民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及に努めなければならない。

【解説】

市は、良好な景観を形成するため、必要な施策や手続きを定めて、適切に運用しなければなりません。これらの施策は、市民及び事業者の意見が十分に反映されるようにする必要があります。

市は、景観形成の先導的な役割を担う必要があるとともに、市民、事業者等へ景観形成に係る意識啓発や知識の普及に努めます。

また、市は、市民及び事業者に対し、景色づくりに関するシンポジウム等の開催や、広報やホームページ等を活用した景色づくりに関する取組みを情報発信することにより、普及啓発に努めます。

<景観法の引用>

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成を図るための施策に協力するものとする。

【解説】

景色づくりは市のみで実現できるものではなく、住民や事業者自らが景色づくりの担い手としての役割も重要です。

また、景色づくりの基本目標の一つである「協働により成長し続ける景色づくり」を推進するため、市、事業者、市民が、それぞれの分野で役割を分担し、連携と協働を図ることが重要です。

<景観法の引用>

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画)

第5条 市は、法第8条の規定に基づき景観計画を策定するものとする。

2 市は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条に定めるもののほか、第20条に規定する碧南市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

【解説】

市は、令和3年3月に碧南市全域を景観計画区域とする景観計画を策定しました。

市は、景観計画を変更しようとする場合は、景観法第9条による決定手続きのほか、市独自に設ける審議会で、市の景観を審議する立場から意見を聴かなければならないとしています。

〈景観法の引用〉

(景観計画)

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針
(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

(策定の手続)

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4～5 (略)

6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しななければならない。

7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観計画への適合)

第6条 景観計画の区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に定める行為の制限に係る事項に適合させなければならない。

【解説】

景観法第16条第1項各号に規定される行為（①建築物の建築等、②工作物の建設等、③開発行為（都市計画法第4条第12項）、④条例規定行為）については、景観法第16条の届出の対象となる行為に限らず、景観計画に適合させなければなりません。

<景観法の引用>

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

(行為の届出等)

第7条 景観計画の区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定める方法により、市長に対して同項の規定による届出を行わなければならない。

2 法第16条第2項の規定により前項の届出に係る事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定める方法により市長に対して同項の規定による届出を行わなければならない。

3 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち、行為に係る土地の面積が500平方メートル以上のものとする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の植栽又は伐採

(3) 水面の埋立て又は干拓

4 国の機関又は地方公共団体は、法第16条第5項後段に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ規則で定める方法により、市長に対して同条第2項後段の規定による通知を行わなければならない。

【解説】

景観法においては、良好な景観の形成に向けて影響を与える行為については、その行為をしようとする者が景観行政団体の長に対して届出又は通知を行うことを定めています。

碧南市景観計画区域内において、建築物の新築・増築・改築、工作物の設置又は開発行為について、一定規模以上の場合に行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項の届出を義務付けています。

また加えて、その行為をしようとする者の氏名および住所、法人やその他の団体については、その名称および主たる事務所の所在地と行為の完了予定日の届出を義務付けています。

届出が必要な景観法第16条第1項第1から4号における行為は、次の行為とします。

(1) 一定規模以上の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 一定規模以上の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する500平方メートル以上の開発行為その他政令で定める行為
- (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (5) 木竹の植栽又は伐採
- (6) 水面の埋立て又は干拓

<景観法の引用>

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
 - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
 - 三 都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為その他政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 3～4 (略)
- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

(届出を要しない行為)

第8条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模等に該当する行為とする。

【解説】

別表に定める景観形成に支障がないと判断される規模の行為、他法令や条例によって担保されている行為について届出が不要になるものを定めるもので、これを定めないと、全ての建築物等が届出の対象となります。

<景観法の引用>

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

1～6 (略)

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一～十 (略)

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(特定届出対象行為)

第9条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に定める行為とする。

【解説】

景観法第17条第1項で定める変更命令(行為の制限に適合しない行為をしようとする、あるいはした場合、必要に応じて、制限に適合させるために必要な限度において設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずる)を出すにあたり、その対象となる行為(特定届出対象行為)を景観行政団体の条例で定めることとしており、景観法第16条第1項第1号(建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更)及び第2号(工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更)を規定しています。

<景観法の引用>

(変更命令等)

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2～4 (略)

5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

(助言又は指導)

第10条 市長は、良好な景観を形成するために必要があると認めるときは、第7条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為を行った者又は行おうとする者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

【解説】

景観計画の区域内において、行為の届出を行った者又は行おうとする者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができるものとしております。

<景観法の引用>

市独自による条例

(勧告又は命令)

第11条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が景観計画に定められた行為の制限に適合しないと認める場合は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をすることができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

【解説】

市長が勧告又は命令をしようとする場合は、必要に応じ審議会の意見を聴くことができるものとしております。

<景観法の引用>

(変更命令等)

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2～4 (略)

5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

(勧告等に従わない場合の措置)

第12条 市長は、前条の規定による勧告又は命令（以下「勧告等」という。）を受けた者が、良好な景観の形成のための必要な措置をとらないと認めるときは、当該勧告等を受けた者に係る次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該勧告等に係る行為の内容及び場所

(3) 当該勧告等の内容

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【解説】

正当な理由がなく勧告等に従わない場合は、氏名等を公表することを定めています。公表に当たっては、勧告を受けたものが一方的な不利益を被ることがないように、あらかじめ公表にあたって意見を聴く機会を与えることを定めています。

<景観法の引用>

(変更命令等)

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2～4 (略)

5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとる

ことを命ずることができる。

(行為完了の届出等)

第13条 第7条第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第7条第4項の規定による通知を行った国の機関又は地方公共団体は、当該通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

【解説】

第7条の規定による届出又は通知を行った者は、行為を完了し、又は中止したときは、その旨を市長に届出又は通知をすることとしております。

<景観法の引用>

市独自による条例

(景観重要建造物の指定等)

- 第14条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、法第21条第1項の規定によりその旨及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第8条第1項各号に定める事項を当該景観重要建造物の所有者に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定をした旨その他規則で定める事項を告示し、法第21条第2項の規定によりこれを表示する標識を設置しなければならない。
- 4 前3項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。
- 5 前項において準用する第1項の規定は、法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときにおける法第27条第1項の規定による景観重要建造物の指定の解除については、適用しない。

【解説】

市長は、景観形成に重要な役割がある建造物（建築物及び工作物）を景観重要建造物等として指定しようとするときには、景観法第19条第2項の規定により当該建造物の所有者の意見を聴き、景観審議会の意見を聴かなければなりません。また、解除する場合も同様の手続きを行います。

市長は、景観重要建造物等として指定したときには、指定した旨を告示し、景観法第21条第2項の規定により標識を設置します。

景観重要建造物等の指定は、文化財保護法の規定により指定され、又は仮指定された建造物については、適用しません。

<景観法の引用>

(景観重要建造物の指定)

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重

要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（指定の通知等）

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（指定の解除）

第二十七条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

- 2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案)

第15条 建造物又は樹木の所有者は、当該建造物又は樹木について、法第20条又は法第29条の規定により市長に対し景観重要建造物又は景観重要樹木として指定することを提案することができる。

【解説】

建造物又は樹木の所有者は、市長に対し景観重要建造物又は景観重要樹木として指定することを提案することができます。

<景観法の引用>

(景観重要建造物の指定の提案)

第二十条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。）は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(景観重要樹木の指定の提案)

第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めると

きは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第16条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないように行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の保全のため必要な措置を講ずること。

【解説】

景観重要建造物の所有者または管理者は、景観重要建造物が良好な外観が保全されるよう、適切に管理しなければなりません。外観の変更を禁止し、防火上の措置や定期的な点検について明記しています。

<景観法の引用>

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(景観重要樹木の指定等)

- 第17条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、法第30条第1項の規定によりその旨及び景観法施行規則第13条各号に定める事項を当該景観重要樹木の所有者に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定をした旨その他規則で定める事項を告示し、法第30条第2項の規定によりこれを表示する標識を設置しなければならない。
- 4 前3項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。
- 5 前項において準用する第1項の規定は、法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときにおける法第35条第1項の規定による景観重要樹木の指定の解除については、適用しない。

【解説】

市長は、景観形成に重要な役割がある樹木を景観重要樹木として指定しようとするときには、景観法第28条第2項の規定により樹木の所有者の意見を聴き、景観審議会の意見を聴かなければなりません。また、解除する場合も同様の手続きを行います。

市長は、景観重要樹木として指定したときには、指定した旨を告示し、景観法第30条第2項の規定により標識を設置します。

景観重要樹木の指定は、文化財保護法の規定により指定され、又は仮指定された樹木については、適用しません。

<景観法の引用>

(景観重要樹木の指定)

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省

令。以下この款において同じ。)で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

（指定の通知等）

第三十条 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（指定の解除）

第三十五条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第三十条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第18条 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 剪定、下草刈りその他の必要な管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の保全のため必要な措置を講ずること。

【解説】

景観重要樹木の所有者または管理者は、景観重要樹木の良好な景観が保全されるよう、適切に管理しなければなりません。

<景観法の引用>

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(表彰)

第19条 市長は、建築物、工作物、広告物及びその他の物件（以下「建築物等」という。）のうち、良好な景観の形成に特に寄与していると認められるものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に特に寄与していると認められる活動を行う個人又は団体を表彰することができる。

【解説】

良好な景観の形成に向けた市民や事業者等の取組みを促進するための施策として、景観形成に寄与している建築物等について、それに携わった者や景観に関する活動をしている個人又は団体等を表彰することを定めるものです。

(審議会の設置)

第20条 市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に係る重要な事項について調査及び審議するため、審議会を置く。

【解説】

本市の良好な景観形成に関する重要な事項について調査審議するため、景観審議会を設置します。

(審議会の組織)

第21条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 諸団体、事業所等を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

【解説】

景観審議会の組織について定めたもので、本市の景観形成に大きな影響を及ぼす行為に対しては、建築や景観の専門家との協議を行いながら、適切な審査及び助言を行う必要があります。委員は「景観に関し専門知識を有する者」、「関係諸団体、事業所を代表する者」、「その他市長が必要と認める者」の中から市長が委嘱します。

(審議会の会長及び副会長)

第22条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

【解説】

景観審議会の会長及び副会長について定めたものです。

(審議会の会議)

第23条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

【解説】

景観審議会の会議について定めたものです。

(委員の報酬及び費用弁償)

第24条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

【解説】

景観審議会委員の報酬及び費用弁償は、「碧南市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」で定めます。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項を、市長が規則等により必要な様式等を別に定めることを規定しています。

附則

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第5条第2項、第6条から第24条まで及び次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 法第16条第1項各号に掲げる行為のうち、前項ただし書に規定する施行の日から30日を経過する日までの間に着手したものについては、法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為とみなす。

【解説】

この条例は、令和3年7月1日から施行します。ただし、行為の届出等については令和3年10月1日から施行します。

経過措置として、令和3年10月31日までに、建築物や工作物の建築等に着手する行為については、この条例の届出の必要はありません。

別表（第8条関係）

行為の区分		規模等
建築物 の 建築 等	市の区域のうち県が管理する港湾区域（平成14年愛知県告示第488号）に規定する衣浦港の区域（以下この表において「衣浦港湾区域」という。）内において行うもの	高さが15メートル以下のもの又は建築面積が1,000平方メートル以下のもの
	市の区域のうち衣浦港湾区域を除いた区域内において行うもの	高さが10メートル以下のもの又は建築面積が500平方メートル以下のもの
工 作 物 建 設 等	擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの	高さが5メートル以下のもの
	垣、柵、塀、門その他これらに類するもの	
	煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの	高さが15メートル以下のもの又は建築物等と一体となって設置されるもので、当該建築物等の上端からの高さが5メートル以下で、かつ、地盤面から当該工作物までの高さが15メートル以下のもの
	遊園地等の遊戯施設その他これに類するもの	
	製造施設、貯水施設、排水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの	高さが15メートル以下のもの、築造面積が1,000平方メートル以下のもの又は建築物等と一体となって設置されるもので、当該建築物等の上端からの高さが5メートル以下で、かつ、地盤面から当該工作物までの高さが15メートル以下のもの
	自動車車庫の用途に供する立体的な施設その他これに類するもの	
	アンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さが20メートル以下のもの又は建築物等と一体となって設置されるもので、当該建築物等の上端からの高さが5メートル以下で、かつ、地盤面から当該工作物までの高さが20メートル以下のもの
	高架鉄道、高架道路その他これらに類するもの	
橋梁、歩道橋その他これらに類するもの	幅員が4メートル以下のもの又は長さが10メートル以下のもの	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為		行為に係る土地の面積が500平方メートル未満のもの

【解説】

衣浦港湾区域とは、臨海部と内陸部を分ける旧衣ヶ浦沿いの海岸線である潮遊池（公有水面）以西の埋立地の臨海工業地帯を主とした区域をいう。